

草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 草津川廃川敷地土地活用の基本構想(以下「構想」という。)の策定にあたり、幅広い観点から検討および協議を行うことを目的として、草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 構想案における方針、土地活用等に対する検討および協議に関すること。
- (2) 構想案の作成および資料整理に対する助言に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、22人以内とする。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、構想策定の審議に関する事務が終了する日までとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長および副委員長1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見等を聞くことができる。
- 5 会議は、原則として公開することとし、公開に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月16日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する任期満了日限り、その効力を失う。